

11. 年金

障害基礎年金

問合せ…国保年金課 国民年金係 525-3738
東北福島年金事務所 535-0141 (音声案内)
申請先…国保年金課 国民年金係

国民年金加入中に初診日がある病気やケガで一定の障がい状態になった場合、受給要件を満たしていれば障害基礎年金が受けられます。

また、20歳前の病気やケガで障がい状態になった場合でも、20歳以降障害基礎年金を受給できます。(所得制限有)

受給要件 以下にすべて該当した場合受給できます。

- ① 病気やケガの初診日において国民年金に加入していること
(もしくは60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有していること、または初診日が20歳前にあること)
- ② 初診日から1年6ヵ月を経過した日(その期間内に症状が固定した場合はその日、ともに「障害認定日」という)に国民年金法施行令で定める1級または2級の障がいの状態にあること
- ③ 初診日の属する月の前々月において、保険料の納付要件を満たしていること

年金額(平成30年度)	1級	年額	974,125円	子の加算あり
	2級	年額	779,300円	(18歳未満の子)

※ 65歳以降に初診日がある病気やケガでの障がいは該当しません。

詳しくは担当課までお問合せください。

障害厚生年金・障害手当金(厚生年金)

問合せ…東北福島年金事務所 535-0141 (音声案内)
申請先…東北福島年金事務所

厚生年金加入中に初診日がある病気やケガで一定の障害状態になった場合、受給要件を満たしていれば障害厚生年金が受けられます。

障害厚生年金の障がい程度は1級、2級、3級まであり、それよりも軽い障がいには障害手当金が支給されます。障害厚生年金の1級または2級の障がいに認定された場合は、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

受給要件 以下にすべて該当した場合受給できます。

- ① 病気やケガの初診日において厚生年金に加入していること
- ② 障害基礎年金の受給要件の②および③を満たしていること

特別障害給付金

問合せ…国保年金課 国民年金係 525-3738
東北福島年金事務所 535-0141 (音声案内)
申請先…国保年金課 国民年金係

趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度があります。

対象者

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済年金等の加入者)の配偶者等であって国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級または2級相当の障がいの状態にある方。

支給額(平成30年度)	1級	月額	51,650円
	2級	月額	41,320円

※ 詳しくは上記の年金事務所までお問合せください。

傷病補償年金・傷病年金
(労働者災害補償保険)

問合せ・・・福島労働基準監督署 労災課 536-4613

業務上の事由または通勤により負傷し、または疾病にかかった労働者が、療養開始後1年6ヶ月を経過した日において、次のいずれにも該当することになったときに支給されます。

- ①その負傷または疾病が治っていない
- ②その負傷または疾病による障害の程度が傷病等級に該当する

障害補償給付・障害給付
(労働者災害補償保険)

問合せ・・・福島労働基準監督署 労災課 536-4613

業務上の事由または通勤による傷病が治ったときに、身体に一定の障がいが残った場合に支給されます。

給付の内容

○障害補償給付	障害補償年金(障害等級1～7級) 障害補償一時金(障害等級8級～14級)
○障害給付	障害年金(障害等級1～7級) 障害一時金(障害等級8級～14級)